

議案第 48 号

財産の取得について

石垣市学習者用 GIGA 端末を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 品名 | 石垣市学習者用 GIGA 端末購入 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 299,041,798 円 |
| 4 | 契約の相手方 | OCC・興洋電子・学映システム共同企業体 |
| | 代表企業 | 沖縄県浦添市沢岬 2 丁目 17 番 1 号
株式会社オーシーシー |
| | 構成企業 | 代表取締役 屋比久 友秀
沖縄県那覇市字安謝 638 番地
株式会社興洋電子 |
| | 構成企業 | 代表取締役 古館 和広
沖縄県島尻郡与那原町東浜 3-8
株式会社学映システム 沖縄営業所
所長 古賀 大貴 |

令和 8 年 6 月 8 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

石垣市学習者用 GIGA 端末の取得については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 3 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。